

令和5年9月11日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和5年9月11日 午後2時50分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和5年9月11日 午後3時07分

3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	西 孝則
村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規	安武 昇
高原 尚広	吉住 勝実	薄 隆太	宮本 重和
村山 安廣	池見 直喜		

(2)欠席者

荒牧奈緒子 仁部 誠二

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	長井 啓子
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

- 議案第1号 農地法第4条（知事）
- 議案第2号 利用権の設定（農用地利用集積計画の決定）
- 議案第3号 非農地証明交付申請の承認
- 報告第1号 農地法第5条（届出）
- 報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後2時50分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） それでは、令和5年9月期定例農業委員会開会を前に、出席委員の確認をいたします。

本日、■■■委員、■■■委員から欠席連絡をいただいております、本日の出席委員数は18名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、■■■会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（■■■君） 現地調査、どうもお疲れでございました。ずっと暑い日が続いておりますけど、近頃やっと夜クーラーをつけずに眠れる日々がやっと訪れてほっとしております。ちょうど時期的に今から稲刈りが始まりまる頃だと思います。今からまたまだまだ暑い日が続きますけど、体に気を付けてひとつ生活をしていただきたいというふうに思います。

それでは、令和5年第9回の農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

.....

○議長（■■■君） 議事録署名人は、■■■委員と■■■委員、お2人にお願ひいたします。よろしくどうぞお願ひします。

.....

○議長（■■■君） それでは、議案第1号農地法第4条の許可申請について、申請番号9—1、事務局、説明をお願いします。

○係（■■■君） それでは、1ページ。農地法第4条の許可申請、申請番号9—1について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請により貸駐車場に転用する内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の2ページをお開きください。申請地は町川原交差点の南側に位置する斜線部の計1筆です。

次に農地区分の説明をいたします。本申請地は周囲を他地目で分断されているため第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。3ページに現況図、4ページ、5ページに計画平面図、6ページに断面図を記載しております。5ページをお開き下さい。

計画では、貸駐車場として使用いたします。

次に雨水・雑排水について説明いたします。

雨水排水は、地区内で南側に水勾配をつけて集水桝を通し、南側の農業用水路に接続します。汚水排水は、ありません。

次に、切土盛土について御説明いたします。6ページをお開きください。申請地内において、

切土・盛土は行わず、整地後水勾配をつけて10cm程度砂利敷きを行う計画となっております。
隣地境界は、南東側の法面整備による土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明いたします。

地元からは、令和5年8月17日付けで無条件の水利承諾書の提出があつています。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理しています。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたらよろしく願います。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 町川原の 委員に代わり、御報告いたします。

8月の17日に地元の開発委員会が行われまして、駐車場として利用するために、開発することは問題なしということです。それから、隣地の了承も取つてあるということです。以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。説明は終わりました。質問がありましたら、願います。——ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号利用権の設定（農用地利用集積計画の決定）について、申請番号9—14から、順に説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正をする法律附則第5条第1項により、「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定める事ことができる」となっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で4件の申し出があつております。

それでは、7ページを御覧ください。

申請番号9—14、青柳町にある1筆で面積2,081平米の内、農地300平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年9月12日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

次に、申請番号9—15、筵内にある3筆で面積3,794平米、貸付人、借受人は記載の通りです。令和6年1月1日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

次のページ、8ページになります。

申請番号9—16、薬王寺にある2筆と筵内にある6筆で合計8筆、面積9,302平米、貸付人、借受人は記載の通りです。

令和5年10月1日から令和8年12月末までの貸し借りとなっております。

申請人は農地所有適格法人以外の法人であるため、適切な営農が行われていない場合などに契約を解除できる、解除条件付き利用権設定となっております、誓約書を徴取しております。

次に、申請番号9-17、新原にある1筆と筵内にある5筆で合計6筆、面積9,419平米、貸付人、借受人は記載の通りです。令和5年10月1日から令和8年12月末までの貸し借りとなっております。借受人は申請番号9-16と同じ法人会社となっております。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名・捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。質問、意見がありましたらお願いします。——ないようでしたら、採決に移らせていただきます。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手11/11名]

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第3号非農地証明交付申請の承認について、事務局のほうから説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、10ページ、議案第3号非農地証明交付申請の承認、申請番号9-1について御説明いたします。

申請地及び申請人は記載のとおりとなっております。

位置図の説明いたします。11ページを御覧ください。申請地は薦野公民館の北側に位置する斜線部1筆となっております。

12ページに現況図、13ページに交付基準一覧を記載しております。

申請地につきましては、登記地目が畑ですが、現況は建築物が建っております。経緯の説明をいたします。昭和56年以降、隣接する登記地目宅地の筆と一体的に住宅として利用をされております。南西側の県道の拡幅に伴い調査を行う中で、住宅と納屋として使用している部分に農地が含まれていたことが発覚したとのことで顛末書を受理しております。今後、地目を変更して土地の売買等を検討していると伺っております。

今回非農地証明の申請の提出にあたって、建物登記において建築され20年以上経過していること、また地元農区長及び農業委員より一体的に宅地として20年以上利用されていることの確認がとれましたので事務局で受理したものです。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準のほうに入らせていただきます。13ページを御覧ください。

さい。非農地証明基準と事務局で検討を行った判断の案をお示ししております。こちらを読み上げて説明をさせていただきます。

- 1、住宅等の敷地として利用されているため、適としております。
- 2、住宅等の進入道路としての利用はないので、検討外としております。
- 3、市街化区域内農地ではないので、検討外としております。
- 4、農地法第51条の違反転用処分及び農業委員会からの指導を受けていないため、適としております。
- 5、農業振興地域内の農用地区域ではないため、適としております。
- 6、農業生産力の高い改良事業の対象農地ではないため、適としております。
- 7、農業施設等の補助対象農地ではないため、適としております。
- 8、集団性のある優良農地内でないため、適としております。
- 9、自然災害による被災土地ではないため、検討外としております。
- 10、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難なため、適としております。
- 11、他法令との調整の見込みがあるため、適としております。
- 12、前各号に定めるもののほか農業委員会が特に必要と認めたものではないため、検討外としております。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたらよろしく願います。

○議長（■■■■君） ■■■委員。

○委員（■■■■君） 令和5年8月20日、開発委員会を行いました。敷地内の一部が今度県道の拡幅に伴い、建物の解体が必要になるとのことで、建物全体の登記を確認したところ、敷地内の一部に登記地目畑の土地に母屋と納屋が建っていることが判明したそうです。既に20年間経過している状況を確認し、非農地証明願に署名・捺印を行っております。御審議をお願いいたします。

○議長（■■■■君） 説明は終わりました。御質問、意見ありましたら願います。——ないようですので、採決に移らせていただきます。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成です。ありがとうございます。

以上で議事すべて終了です。

午後3時07分閉会